

特定労務管理対象機関の指定更新に向けて

高知県では、5つの医療機関が令和6年4月1日付で特定労務管理対象機関（B水準、連携B水準）として3年間の指定を受けていました。この度、それらの医療機関がそろって次の3年間も指定更新を行うための予約が完了し、現在その準備に取り掛かっています。今号では特定労務管理対象機関の更新受審に向けてのスケジュールと、関連医療機関の皆様も含めた準備についてお知らせします。

○医療機関勤務環境評価センターより示された評価受付と評価実施の予定

2025年度(令和7年度)													2026年度(令和8年度)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				予約の 受付期間		【令和5年度に評価を受審し、指定の有効期間が 令和9年3月末前の医療機関】																			
						予約月に評価開始																			
						予約枠：月40枠						予約枠：月50枠													

○高知県内の特定労務管理対象機関（5医療機関）の指定更新予定について

2025年度(令和7年度)													2026年度(令和8年度)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				予約済み																					
						予約した月にそれぞれ 評価が始まる						→その後、約4か月かけて評価 センターで評価後、高知県医療 審議会で最終評価													

- ・高知大学病院、高知赤十字病院、高知医療センター、県立あき総合病院、県立幡多けんみん病院の5つの医療機関が令和7年度の実績をもとに、令和8年4月から8月の間に指定更新が始まります。
- ・予約した月内にすべての書類を整えて、以後約4か月かけて評価を行うイメージです。

○指定更新の項目のうち、関連病院の協力が必要と思われるもの

副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	
特定労務管理対象機関	関連病院
自院の労働時間に加えて他の医療機関での副業・兼業の労働時間も管理する (医師の自己申告及び関連病院への問合せ)	依頼があった場合には、派遣された医師の労働時間を派遣元の医療機関にお知らせください
他の医療機関での宿日直中の実労働時間を把握し、実労働があった場合は事後に休息が取れるよう配慮する	宿日直許可のある宿日直中に発生した実労働時間を把握しておく必要があります 宿日直許可のない場合はすべて実労働時間となります
他の医療機関への移動時間を考慮し、休息の時間を配慮して勤務計画を作成する	副業・兼業、宿日直の業務の開始前・終了後に一定の休息時間がとれるよう配慮してください
医師の休息時間確保への協力を必要に応じて依頼する	依頼があった場合、医師の休息時間が確保できるよう協力してください

※現在 A 水準の医療機関で、B 水準もしくは C-2 水準（特定高度技能研修機関）申請が必要となった場合は、勤改センターまでご相談ください。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

